

## 事業場規制値一覧

令和6年10月1日現在

対象者			終末処理場を有する公共下水道の使用者		現に終末処理場を有しない公共下水道の使用者
			特定施設の設置者	特定施設を設置していない者	
項目		50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満		
生活環境項目等	1	温度	45未満 (40未満)	45未満 (40未満)	45未満 (40未満)
	2	水素イオン濃度(pH)	5を超える未満 (5.7を超える8.7未満)	5を超える未満 (5.7を超える8.7未満)	5を超える未満 (5.7を超える8.7未満)
	3	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)
	4	浮遊物質量(SS)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)	600未満 (300未満)
	5 イ	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5以下	5以下	5以下
	ロ	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30以下 10{5}以下	10{5}以下	10{5}以下
	6	(※) 窒素含有量	120未満	—	—
	7	(※) 煙含有量	16未満	—	—
健康項目	8	沃素消費量	220未満	220未満	220未満
	9	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	10	シアノ化合物	1以下	1以下	1以下
	11	有機燐化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	12	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	13	六価クロム化合物	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	14	砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	15	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下	0.005以下	0.005以下
	16	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	17	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下
	18	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	19	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	20	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	21	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	22	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下
	23	1,1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	1以下
	24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下
	25	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下
	26	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下
	27	1,3-ジクロロプロパン	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	28	テトラメチルチウラムジスルフide(別名チウラム)	0.06以下	0.06以下	0.06以下
	29	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	30	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	31	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	32	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下
環境項目	33	ほう素及びその化合物	230[10]以下	230[10]以下	230[10]以下
	34	ふつ素及びその化合物	15[8]以下	15[8]以下	15[8]以下
	35	1,4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下
	36	フェノール類	0.5以下	0.5以下	0.5以下
	37	銅及びその化合物	3{1}以下 3{1}以下	3{1}以下	3{1}以下
	38	亜鉛及びその化合物	2{1}以下 2{1}以下	2{1}以下	2{1}以下
環境6項目	39	鉄及びその化合物(溶解性)	10{3}以下 10{3}以下	10{3}以下	10{3}以下
	40	マンガン及びその化合物(溶解性)	1以下	1以下	1以下
	41	クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下
	42	ダイオキシン類	10以下	10以下	10以下
	43	ニッケル及びその化合物	1以下	1以下	1以下

(備考) 1 単位は温度(℃)、pH(指数)、ダイオキシン(pg-TEQ/L)を除きすべて(mg/L)である。

2 [ ]内は排除の制限に係る水質基準を示す。ただし、追浜及び西処理区域内で昭和46年11月1日以後に設置された特定事業場にかかる37、38、39の基準値は[ ]内の値となる。

3 [ ]内は除害施設の設置等の義務に係る水質基準を示す。ただし、追浜及び西処理区域内の事業場に係る5-ロ、37、38、39の基準値は[ ]内の値となる。

4 表中1、2、3、4に係る( )内の数値は、追浜処理区に排出する製造業、ガス供給業に適用する。

5 表中33、34の基準値については、西処理区域内の事業場は[ ]内の値を適用する。

6 [ ]内は、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設の設置者についてのみ、排除の制限に係る水質基準となる。

7 (※)表中、6、7の基準値は下町及び追浜処理区域内の事業場に適用する。